

## 吉野川の河川内の樹木伐採をしていただける方を募集します ～自ら伐採し、持ち帰りしたい方を募集します～

徳島河川国道事務所では、吉野川の河川内に自生しているヤナギ等を伐採していただける方を募集します。

応募していただいた方は、指定された区画内の樹木を自ら伐採し、持ち帰ることができ、自由に有効活用していただけます。

例年ですと、伐採していただいた樹木は薪ストーブの燃料等に有効活用されているようです。

また、伐採を行っていただくことで、治水上支障が軽減され流水に役立つとともに、さらには、景観も良くなり不法投棄の軽減に繋がると考えております。

たくさんの応募をお待ちしております。

- 応募受付期間：平成28年11月28日（月）から平成28年12月12日（月）  
（消印有効）
- 伐採作業時期：平成28年12月26日（月）から平成29年4月17日（月）
- 伐採箇所：吉野川市川島町児島字西須賀地先【①～⑬区画】、川島町桑村地先【⑭～⑳区画】、阿波市勝命地先【㉑～㉓区画】  
【全30区画】
- 伐採量：1区画（約400～800㎡）の全ての樹木（別紙－6、別紙－7参照）  
※区画数は複数でも希望可。ただし、期間内に伐採可能な方のみ。
- 申し込み方法：所定の申し込み用紙に必要事項を記載し提出。応募多数の場合は先着順。  
（郵送、FAX、メール、HP、持参のいずれでも可）
- 詳細は徳島河川国道事務所のホームページにも掲載。  
（<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/>）。
- 問合せ・申込先：四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川管理課  
〒770-8554 徳島市上吉野町3丁目35番地  
TEL (088) 654-9266  
FAX (088) 654-9267

平成28年11月21日

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所  
TEL：088-654-2211（代表）  
副所長 片岡 章三 内線204  
河川管理課長 ◎松本 司 内線331  
◎：主たる問い合わせ先

**公 募**  
吉野川の河川内樹木伐採の希望者を公募します。  
(区画内の樹木を自ら伐採し、お持ち帰りいただきます。)

平成 28 年 11 月 21 日  
徳島河川国道事務所長

## 1. 目的

徳島河川国道事務所では、吉野川の河川内に自生しているヤナギ等を伐採していただける方を、募集します。

応募していただいた方は、指定された区画内の樹木を自ら伐採し、持ち帰ることができ、自由に有効活用していただけます。

例年ですと、伐採していただいた樹木は薪ストーブの燃料等に有効活用されているようです。

また、伐採を行っていただくことで、治水支障が軽減され流水に役立つとともに、さらには、景観も良くなり不法投棄の軽減にも繋がると考えております。

たくさんのお応募をお待ちしております。

## 2. 募集要領

(1) 応募受付期間：平成 28 年 11 月 28 日（月）～ 平成 28 年 12 月 12 日（月）（消印有効）

(2) 樹木伐採の場所：吉野川市川島町児島字西須賀地先【①～⑯区画】、川島町桑村地先【⑰～⑳区画】、阿波市勝命地先【㉑～㉓区画】  
【全 30 区画】

(3) 伐採量：1 区画（約 400～800m<sup>2</sup>）の全ての樹木（別紙－6、別紙－7 参照）

※区画数は複数でも希望可。ただし、期間内に伐採可能な方のみ。

(4) 伐採作業時期：平成 28 年 12 月 26 日（月）～ 平成 29 年 4 月 17 日（月）

作業時間として、全日 9 時～17 時とします。（土日、祝日でも可能です。）

(5) 樹木採取料（占用料）

樹木採取料（占用料）を徳島県へ納める必要があります。手続きは伐採作業が確定した後に、徳島県より納入通知書を送付致します。（1 件当たり 100 円を予定）

(6) 応募資格：徳島県内に住所を有するか、県内に勤務されている個人、団体、企業等の方に限らせていただきます。

(7) 伐採木の用途：使用用途は限定しませんが、不要分は在住の自治体の処分方法に従って下さい。不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により処罰されます。

(8) 応募方法

応募用紙（別紙－1）に必要事項を記入し、「提出先」に郵送、FAX、メール、HP 又は持参により提出して下さい。

応募用紙は、徳島河川国道事務所 河川管理課で入手いただけます。

また、同事務所のホームページ (<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/>) の応募フォームからも申し込みできます。

応募者には簡単なアンケートをお願いしたく、「アンケート用紙」（別紙－2）に必要事項を記載し、応募用紙と併せて提出してください。

※徳島河川国道事務所 HP の専用バナーからも応募できます。

### ○問い合わせ、提出先

(1) 申し込みから「伐採資格者」の決定までに関しては、以下の事務所又は担当出張所へお問い合わせ

せ下さい。

**四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川管理課 管理係**

〒770-8554 徳島市上吉野町3丁目35番地  
TEL 088-654-9266 (直通) FAX 088-654-9267  
E-mail skr-tokusa52@mlit.go.jp

**吉野川上板出張所 (伐採希望場所が阿波市の場合)**

〒771-1350 板野郡上板町瀬部字鳥屋 267-2  
TEL 088-694-2531 FAX 088-694-2544  
E-mail skr-tokusa81@mlit.go.jp

**吉野川鴨島出張所 (伐採希望場所が吉野川市の場合)**

〒776-0005 吉野川市鴨島町喜来字乗島 529-5  
TEL 0883-24-4334 FAX 0883-22-1251  
E-mail skr-tokusa80@mlit.go.jp

なお、応募状況により受付期間を変更する場合がありますので、ご理解ください。

**3. 選定方法、選定後の手続き等**

**(1) 選定方法**

応募書類に基づいて審査を行い、参加資格があると判断した者を選定します。  
応募多数の場合は区画の割り当てを含めて、先着順で決定します。  
選定結果に対しての不服申し立ては受け付けません。  
辞退があった場合は、応募者を対象に申請者を再選定します。

**(2) 選定結果の通知**

公募期間終了後、速やかに結果を応募者に通知します。

**(3) 選定後に必要な許可手続き**

選定された者は、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める法第25条の許可に係る許可申請書（別紙-3）を提出していただきます。  
申請書の提出にあたっては、関係書類に加え、応募者に通知した選定決定の通知を添付して提出して下さい。

**(4) 伐採条件**

河川内樹木の採取については、河川法、同法施行令その他関係法令の規定及び次の各条項を遵守しなければなりません。

- ア 採取に関し、吉野川上板出張所又は吉野川鴨島出張所（以下「出張所」という）より河川管理上の指示があった場合は、これに従って下さい。
- イ 伐採作業中に河川管理施設を損傷したときは、速やかに出張所に届け出て、その指示に従って下さい。また、第三者に損傷を与えた場合は、許可を受けた者が解決にあたって下さい。
- ウ 次に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内にその旨を出張所に書面で届け出て下さい。
  - ・住所又は氏名を変更するとき
  - ・伐採ができなくなったとき
- エ 伐採の着手と完了の際は、出張所に着手届（別紙-4）及び完了届（別紙-5）を提出して下さい。
- オ 伐採箇所は傾斜があるため伐採に危険を伴うことがあります。伐採に伴う危険を防止するために必要な措置を講じて下さい。
- カ 運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保って下さい。

- キ 出水の恐れがあるときは、機材等を流出させないように措置を講じて下さい。
- ク 作業時間は、9：00～17：00までとします。
- ケ 許可の内容を変更しようとするときは、改めて出張所で許可を受けて下さい。
- コ 許可の取り消しがあったとき又は採取の目的を達することができなかつたときは、出張所の指示するところにより、河川管理上必要な措置を命ずることがあります。当該措置完了の際は、出張所の検査を受けることとします。
- サ 許可を受けた者は、出張所の指示に従い、採取した樹木の現況のわかる写真を提出して下さい。
- シ 樹木採取料は、徳島県が別途発行する納入通知書により、納入期日までに納入して下さい。
- ス 枝葉等も原則、持ち帰りとします (別紙－8)。困難な場合はご相談下さい。

#### 4. 許可書の受領、着手届・完了届の提出は、以下までお問い合わせ下さい。

##### 吉野川上板出張所 (伐採希望場所が阿波市の場合)

〒771-1350 板野郡上板町瀬部字鳥屋 267-2

TEL 088-694-2531 FAX 088-694-2544

##### 吉野川鴨島出張所 (伐採希望場所が吉野川市の場合)

〒776-0005 吉野川市鴨島町喜来字乗島 529-5

TEL 0883-24-4334 FAX 0883-22-1251

# 応募用紙

平成 年 月 日

四国地方整備局  
徳島河川国道事務所長 殿

【応募者】  
住所 〒

氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL (携帯可)

FAX

E-mail

平成28年11月21日付けで公募されました、吉野川の河川内樹木伐採について応募します。

## 記

1. 伐採木の使用目的
2. 枝の持ち帰り：(いずれか一つに○印をつけて下さい。)
  - ①全て持ち帰る
  - ②集積場所へ存置する
3. 現地の確認状況：(いずれか一つに○印をつけて下さい。)
  - ①確認済み
  - ②未確認
4. 希望区画数： 箇所

希望区画番号：

以上

## 吉野川の河川内伐採者公募に関するアンケート

※今回の公募に限らず、仮に今後公募が実施される場合も想定し可能な範囲でお答え下さい。

【記入者名： \_\_\_\_\_】

区分	アンケート項目 (該当欄に○をつけてください)
Q 1	公募についてどのようにして知りましたか？ ①インターネット ②新聞記事 ③市町村広報 ④口コミ ⑤その他( )
Q 2	応募の動機は何ですか？ ①材木が欲しい ②治水目的に協力したい ③環境を良くしたい ④その他( )
Q 3	昨年も応募されましたか？ ①はい ②いいえ
Q 4	伐木の利用目的はなにですか？ ①薪 ②建材 ③その他( ) 【例】家具などを作る
Q 5	実際に伐採作業を行うのはどなたですか？ ①自分・家族 ②専門業者に頼む ③その他( )
Q 6	伐採はどのような方法で実施しますか？ ①チェーンソー ②ノコギリ ③おの ④その他( )
Q 7	運搬手段はなにですか？ ①軽トラック ②2tトラック ③4tトラック ④その他( )
Q 8	伐木の量はどのくらいが適当ですか？ ①伐木の量として軽トラック( )台くらい ②( )くらい ③いくらでも
Q 9	対象樹木として希望する樹種は？ ①ヤナギ ②カシ ③( )を希望する ④何でも良い
Q 10	上記Q9のように答えられた理由は何ですか？ ( )
Q 11	対象樹木の幹の大きさは、どの程度が適当ですか？ ①5cm程度 ②10cm程度 ③20cm程度 ④( )程度
Q 12	伐採時期はいつ頃が適当ですか？ ①( )月頃 ②いつでも良い
Q 13	今後も応募しますか？ ①応募する ②条件次第 ③分からない
Q 14	他の伐採希望地が御座いましたら記入して下さい。次年度の参考とさせていただきます。 (その他ご意見が有りましたら何でもご自由にお書き下さい。) 意見：

# 許可申請書

別紙-3

平成 年 月 日

四国地方整備局長 殿

申請者  
住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 \_\_\_\_\_ )

下記のとおり、河川内の樹木を伐採したいので、河川法25条の許可を申請します。

1. 河川の名称 吉野川水系 吉野川
2. 伐木の使用目的 \_\_\_\_\_
3. 場所  
吉野川市川島町児島字西須賀地先 国土交通省 距離標 右岸 31k/600 付近  
吉野川市川島町桑村地先 国土交通省 距離標 右岸 30k/400 付近  
阿波市勝命地先 国土交通省 距離標 左岸 33k 付近
4. 採取に係わる土地の面積 m<sup>2</sup>
5. 河川の産出物の種類 樹木(雑木)
6. 採取の方法 (使用する資機材) \_\_\_\_\_  
(撤去方法) \_\_\_\_\_ により搬出。
7. 採取の期間 許可の日から平成 年 月 日 (9時~17時)
8. 身分証明書 運転免許証(住所変更がなされているもの)または、住民票、  
企業は謄本の提出。

## 申請・実施にあたっての条件

1. 作業に伴い自己及び第三者に生じた障害、損害については申請者の負担とする。
2. 設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
3. 河川管理施設を損傷しないように注意し、損傷した場合には指示に伴い原形復旧する。
4. 自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
5. ゴミ等は出さないものとし、使用後の片付け、清掃は入念に行い河川美化に努める。
6. 枝を引き取らない場合は出張所の指示に従い一箇所に集積する。
7. 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らない。
8. 指定された以外の樹木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
9. 許可以降の取り消し  
伐採準備あるいは着手後においても、申請者に河川法に抵触する行為があった場合等には伐採資格が取り消される場合がある。伐採のためにそれまでに生じた費用は申請者が負担する。

# 着 手 届

別紙-4

平成 年 月 日

四国地方整備局  
徳島河川国道事務所 殿

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先

平成28年 月 日付け、国四整徳河占第 号による吉野川の  
河川内伐採を下記のとおり着手するので届けます。

## 記

1. 着手予定年月日 平成 年 月 日

2. 完了予定年月日 平成 年 月 日

### 3. 施行箇所

吉野川市川島町児島字西須賀地先 国土交通省 距離標 右岸 31k600 付近

吉野川市川島町桑村地先 国土交通省 距離標 右岸 30k/400 付近

阿波市勝命地先 国土交通省 距離標 左岸 33k 付近

4. 許可工期 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで



# 完 了 届

平成 年 月 日

四国地方整備局  
徳島河川国道事務所長 殿

住 所

氏 名 ㊟

平成 年 月 日付け、国四整徳河占 第 号許可による、

工事を完了したのでお届けします。

## 記

1) 完了年月日 平成 年 月 日

2) 工事場所

吉野川市川島町児島字西須賀地先 国土交通省 距離標 右岸 31k600 付近

吉野川市川島町桑村地先 国土交通省 距離標 右岸 30k/400 付近

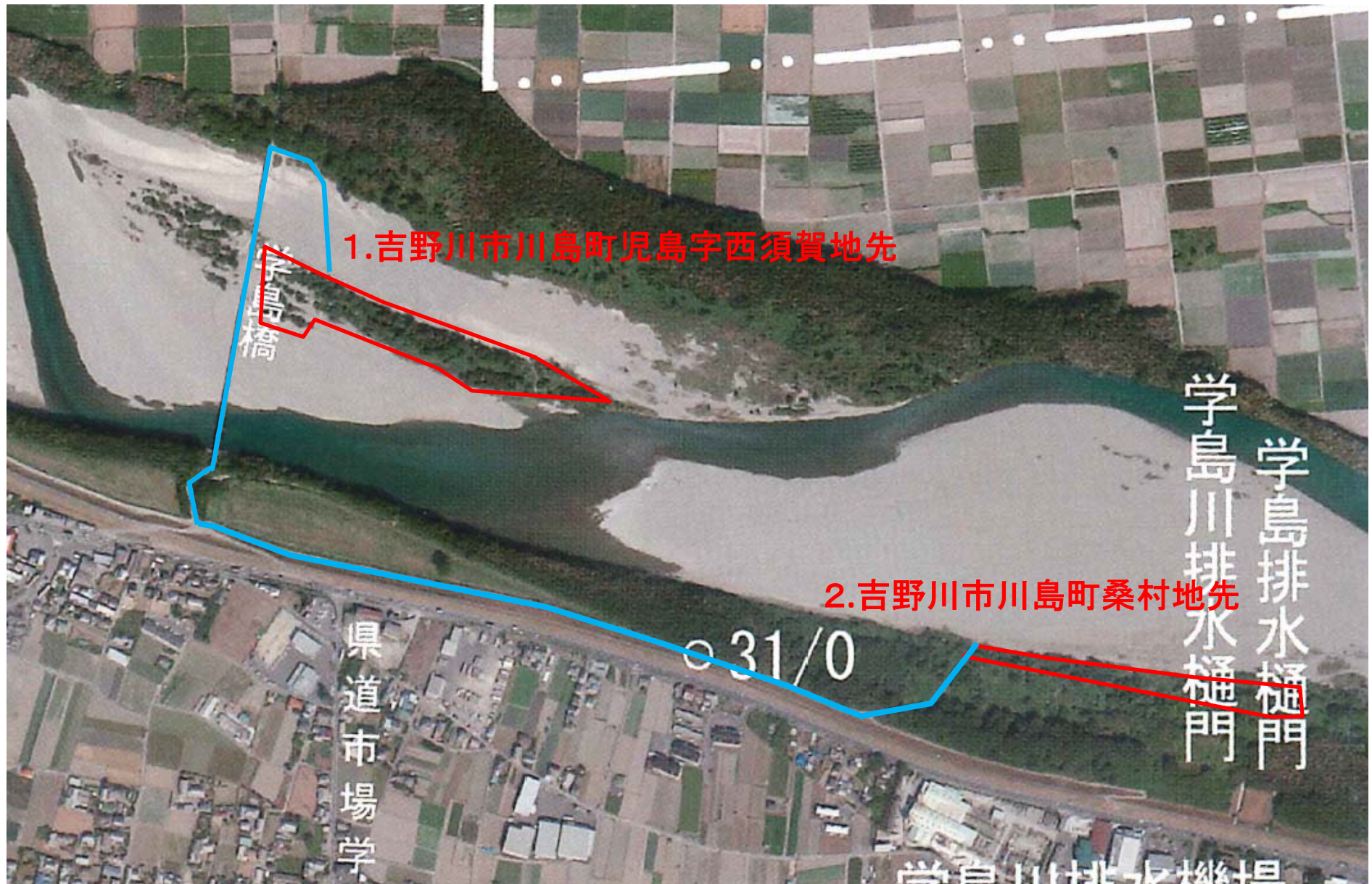
阿波市勝命地先 国土交通省 距離標 左岸 33k 付近

3) 工事施工方法 申請書記載のとおり

4) 許可工期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

5) 添付書類

- ・位置図
- ・平面図
- ・写真(完了)
- ・許可書写し



区画割図

1.吉野川市川島町児島字西須賀地先



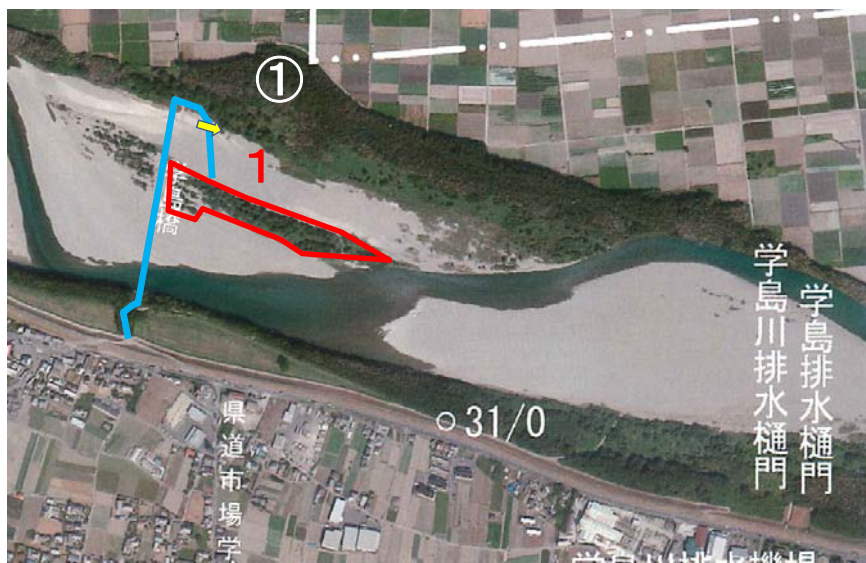
区画割図

2.吉野川市川島町桑村地先





平成28年度 公募伐採箇所(1:進入路)



別紙-6



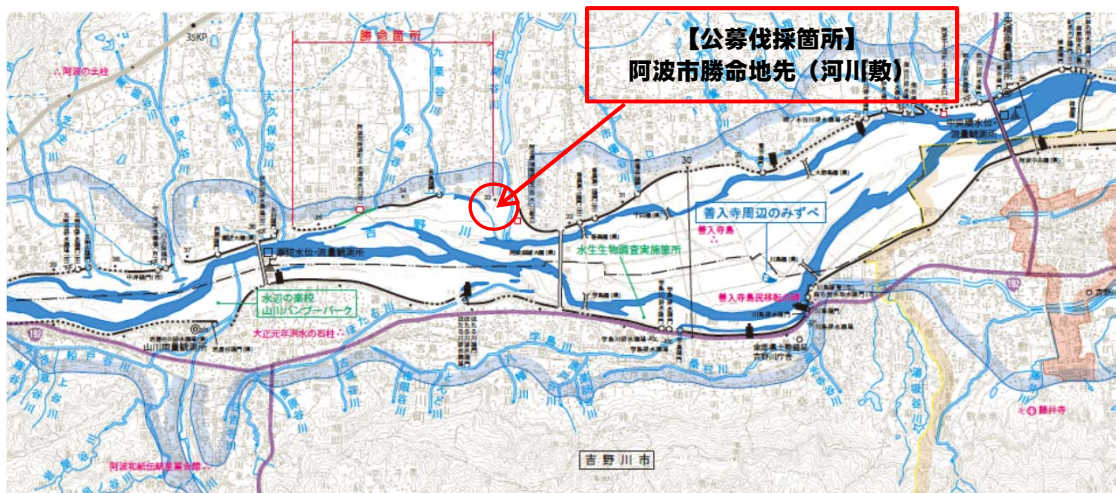


平成28年度 公募伐採箇所(2:進入路)

別紙-6

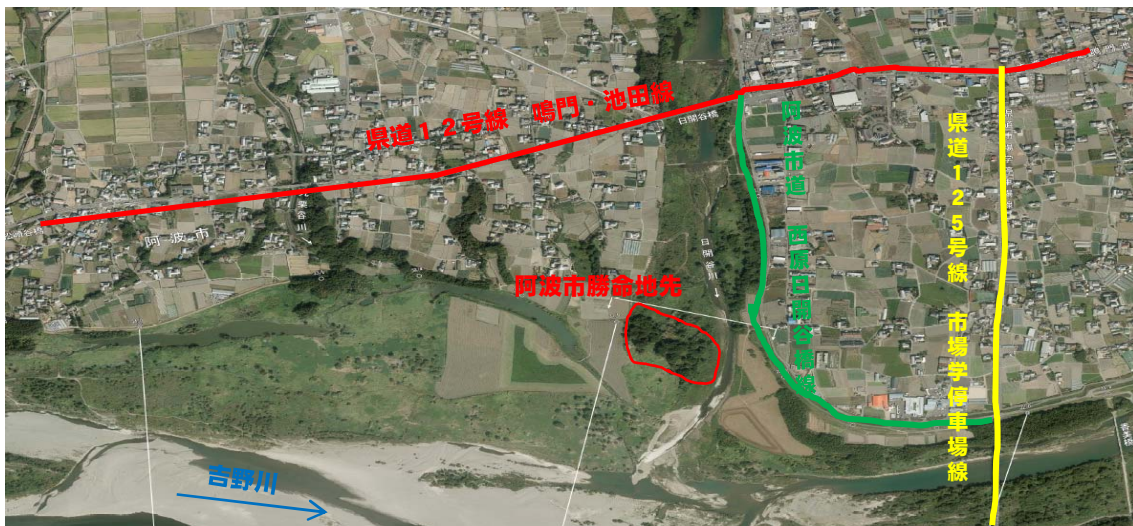


■位置図

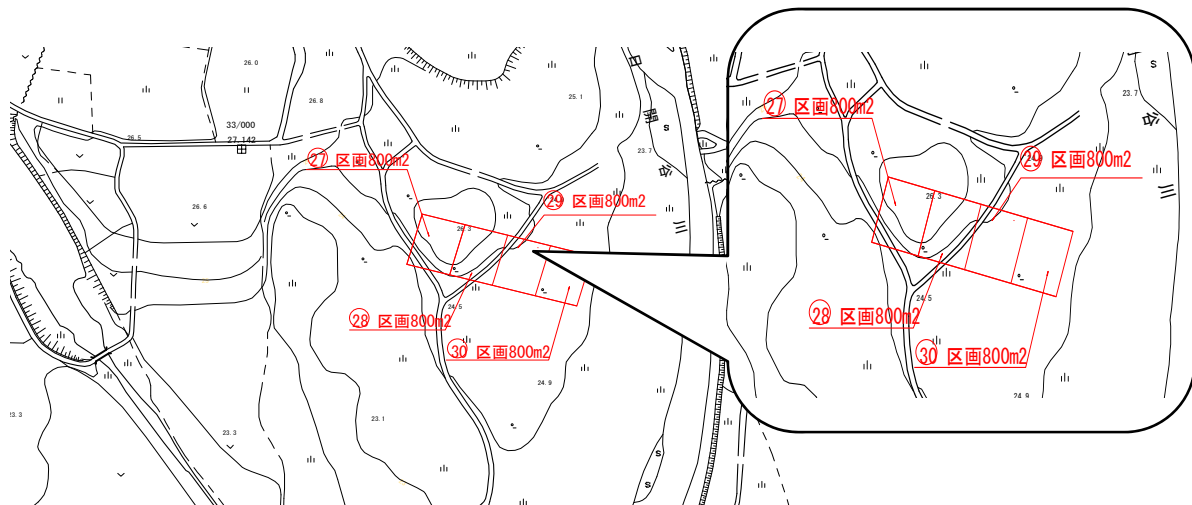


この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したもの(平27四複、第67号)を一部転載したものである。

■詳細図



■区画割図(※区画割は現地の状況等により多少増減する場合があります)



この地図は、徳島河川国道事務所が所有する河川管理基図である。



公募伐採箇所 状況写真  
(阿波市勝命地先)

別紙一七



伐採箇所の状況



伐採箇所の状況



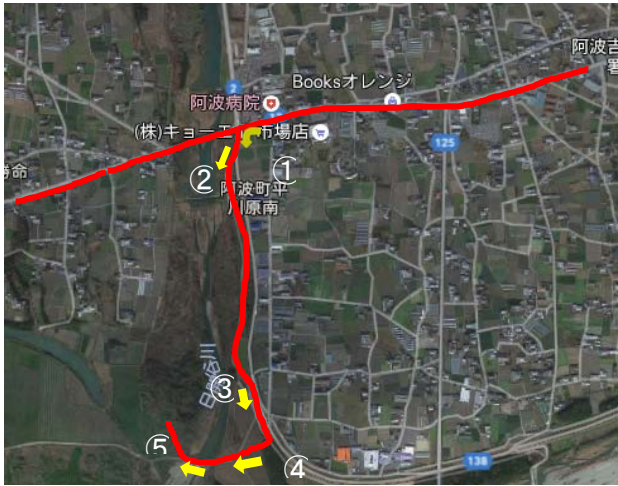
入口の状況

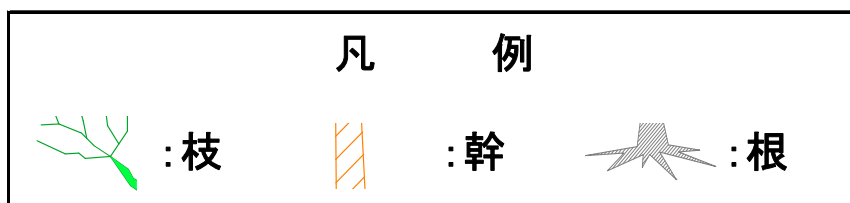
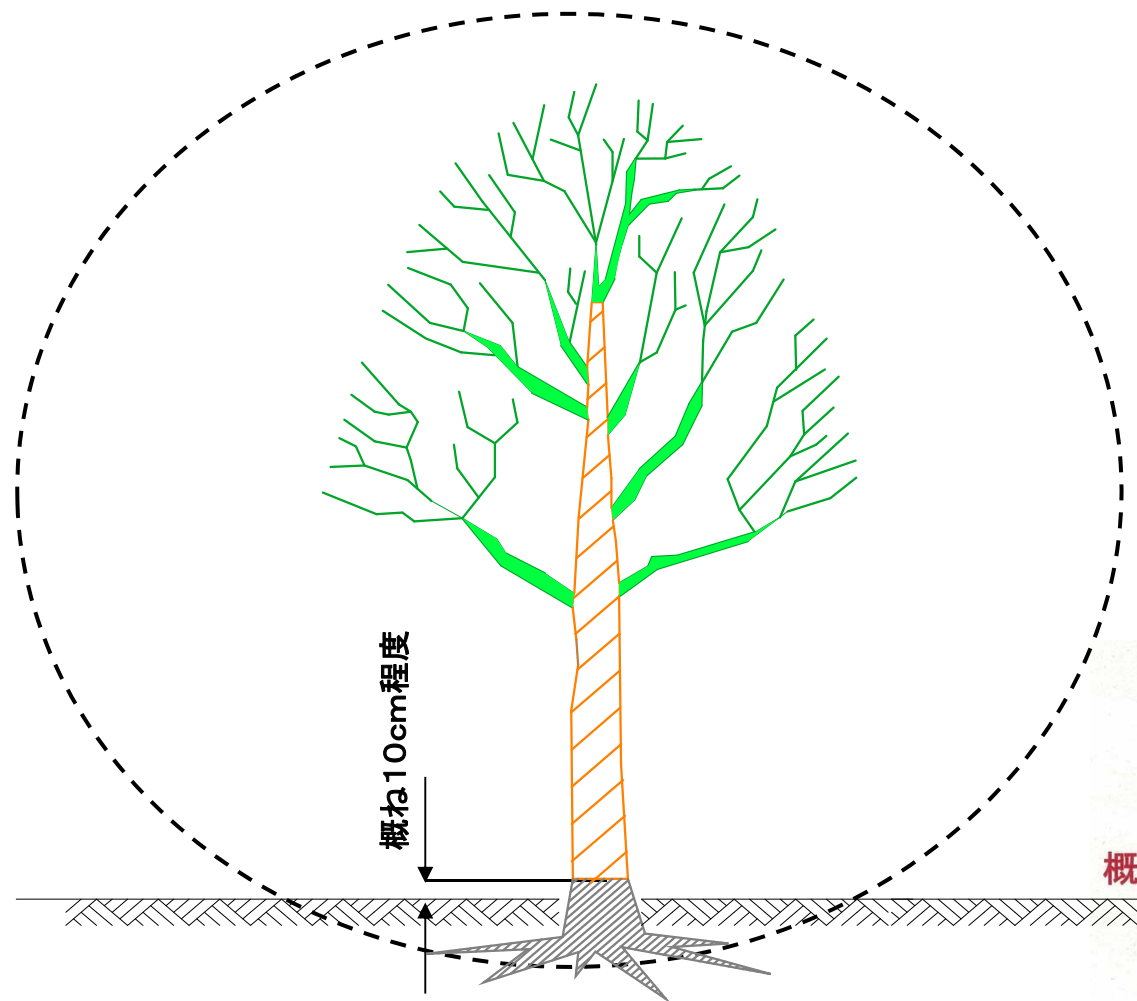


運搬ルート状況

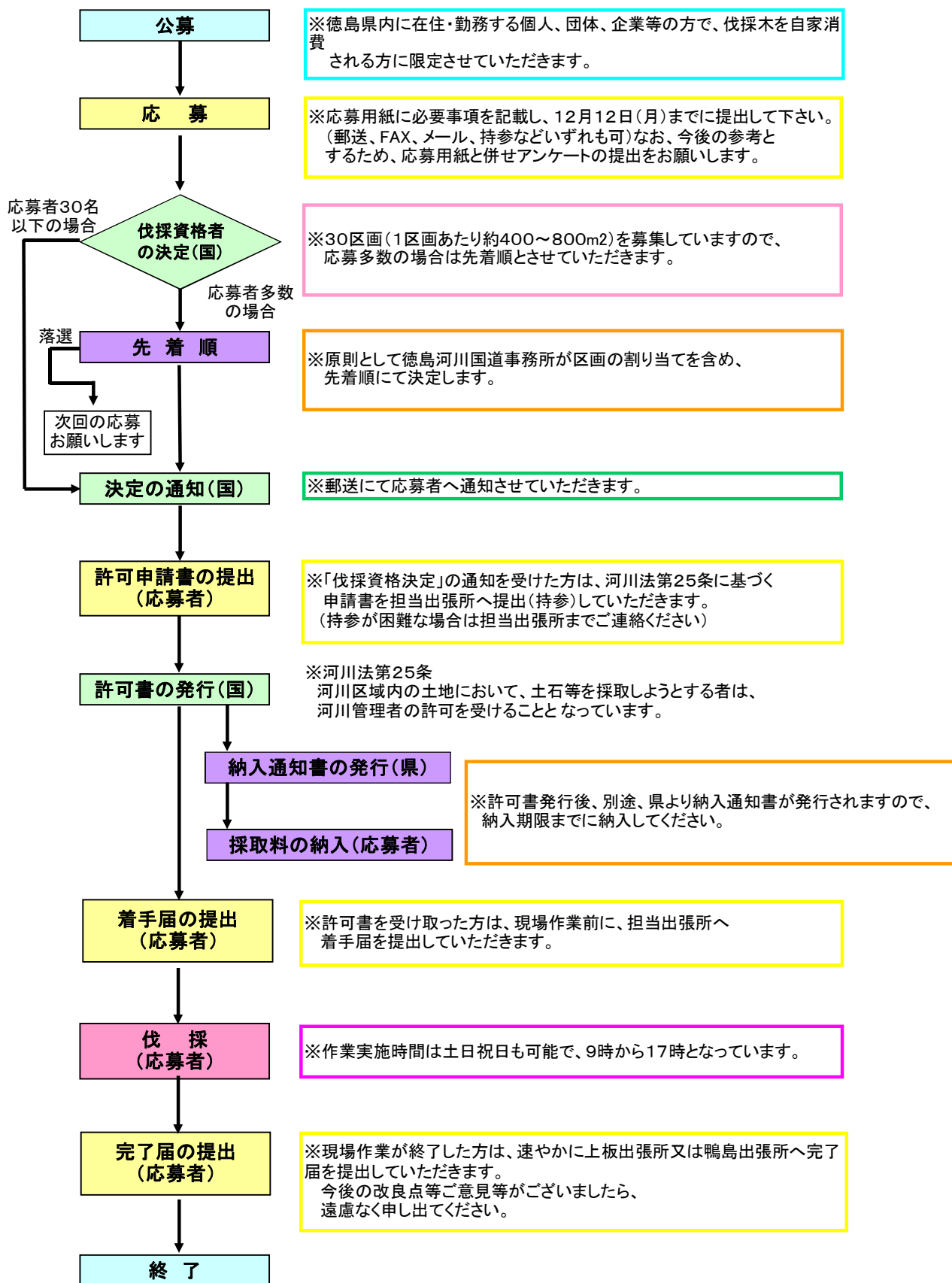
平成28年度 公募伐採箇所(進入路)

別紙-7





## 【河川内樹木伐採の公募について】



### 【留意事項】

- ①応募者はやむを得ない事由が発生した場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。
- ②許可後においても、申請者に河川法に抵触する行為があった場合には、許可を取り消す場合があります。  
その際には原状回復等の処置を求める場合があり、また伐採のためにそれまでに生じた費用は申請者にご負担いただきます。
- ③公募後に生じた事情により、公募手続きの進行状況の如何に関わらず中断する場合があります。